

令和6年度特定事業場排水水質測定業務（飯伊地区）仕様書

1 契約期間

契約日から令和7年3月26日まで

2 測定対象

水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び長野県良好な生活環境の保全に関する条例に基づく長野県内（長野市及び松本市を除く。）の特定事業場等からの排水を対象とする。

3 測定項目及び測定方法、検体数

- (1) 測定項目、予定検体数及び報告下限値は別表1のとおりとする。
- (2) 測定方法は、昭和49年環境庁告示第64号に示す方法によるものとする。
- (3) 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」については、「アンモニア性窒素」、「亜硝酸性窒素」及び「硝酸性窒素」のそれぞれについて測定して報告すること。

4 採水容器

- (1) 受託者は、採水容器を測定実施日の前日までに準備し、南信州地域振興局環境課（以下、「地域振興局」という。）へ搬入するものとする。
- (2) 受託者が搬入する採水容器は、採水時の検体の状態を考慮し測定項目が変更になる可能性があることから、予備を含んだ本数とするものとする。

5 検体の採取及び引渡し

- (1) 受託者及び地域振興局は、事前に採水日程、検体数等を協議し決定するものとする。
また、地域振興局は、原則として採水日の1週間前までに検体数及び測定項目を受託者へ通知するものとする。
なお、検体の最終の引渡しは、令和7年2月14日までとする。
- (2) 地域振興局は、検体を採取し、原則として地域振興局で午後3時までに受託者へ引渡すものとする。
なお、検体の引渡しは、月に2回程度とする。
- (3) 受託者は、検体を測定結果報告後も適切に最低1週間は保存するものとする。

6 測定業務への着手

受託者は、検体の引渡しを受けてから速やかに測定業務に着手するものとする。

7 水質測定結果の報告

(1) 水質測定結果報告

| 水質測定結果報告時の必要な提出物 | | |
|------------------|-----------------------------|--|
| 提出先 | 水大気環境課 | 地域振興局 |
| 締切り | 検体引渡し後、1か月以内 | |
| 提出方法 | 電子メール | 電子メール、郵送 |
| 提出物 | i 水質測定結果報告書 (様式1、電子ファイル) | i 水質測定結果報告書 (様式1、電子ファイル) ii 計量証明書 (宛名は「長野県知事」) iii 地域振興局から指示があった場合は測定記録の写し |

※水質測定結果報告書は、契約後に水大気環境課が送付するものとする。

なお、受託者は、測定作業終了後速やかに、地域振興局へ速報値（任意様式）を電子メールにより報告し、地域振興局から指示があった場合は、計量証明書を速やかに送付すること。

(2) 完了報告

受託者は、業務が完了した場合、令和7年3月14日までに業務完了報告書（様式2）を地域振興局へ提出すること。

なお、業務完了報告書の提出時に該当期間に実施した水質測定結果報告書の電子ファイルを収録したCD-R等及び業務実績内訳書を併せて報告するものとする。

8 業務開始前打合せ

業務委託契約が締結された日から最初の採水日の前日までの間に、水大気環境課、地域振興局及び受託者の三者により、次の事項について打合せを行う。会場は原則として受託者の事務所とする。

- (1) 提出書類等の確認
- (2) 水質測定の年間計画等の確認
- (3) 採水方法及び採水容器の使用方法

9 業務委託にあたっての提出書類

受託者は、下記に掲げる書類を業務開始打合せ時に水大気環境課へ提出する。

(1) 分析標準作業手順書

受託する項目の各事業所における分析標準作業手順書（SOP）

(2) 業務開始届出書及び業務実施代理人届出書（契約後速やかに）

(3) 担当者一覧

下記担当者等を組織図にまとめる。

- ア 業務統括責任者名（下記ウ及びエとの兼務不可）
- イ 精度管理責任者名（環境計量士（濃度関係）に限る。下記ウ及びエとの兼務不可）
- ウ 測定責任者名（環境計量士（濃度関係）に限る。）
- エ 測定担当者

(4) 雇用証明等

- ア (3) のアからエのそれぞれの者の雇用を証明する書類の写し（社会保険料通知等）
- イ 測定責任者及び測定担当者の経歴書
- ウ 環境計量士有資格者全員の登録証の写し

(5) 測定作業手順計画書

測定着手手順

(6) 使用機器一覧

測定項目毎の使用器具、導入年月及び校正等管理状況

(7) 認証取得状況説明書

品質管理、環境管理、精度管理システム等

(8) 内部精度管理の状況を示す書類

なお、(3)に掲げる各担当者を変更した場合は、(2)～(4)に掲げる書類(変更のあるものに限る。)を速やかに水大気環境課に提出すること。

10 秘密保持義務

受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

11 監査・指導

- (1) 水大気環境課及び地域振興局は、受託者に対し、受託者の事業所への立入又は関係帳票類（標準作業手順書、測定記録等。電子データを含む。）の閲覧を予告無しに求めることができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。
- (2) 水大気環境課及び地域振興局は、受託者に対し、測定結果、精度管理又は立入等の結果に基づき報告書又は証拠書類（電子データを含む。）の提出を求めることができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。なお、この書類等の提出に要する費用は受託者の負担とする。
- (3) 水大気環境課及び地域振興局は、受託者が不適切な測定を行っていると思われる場合、口頭又は文書で改善及び再検査等を指導するものとし、受託者はこれに誠実に対応するものとする。

12 外部精度管理

受託者は、令和6年度に実施される下記のいずれかの外部精度管理事業のうち、原則として、生活環境項目及び健康項目（水道水関係については、水質基準項目中で、環境水における生活環境項目及び健康項目それぞれに相当する項目が対象）それぞれの区分

の測定項目について、いずれにも参加すること。参加対象の測定項目は、業務委託対象の測定項目を少なくとも一つ以上含んでいること。

生活環境項目及び健康項目のいずれかにおいて、対象とする測定項目がない場合は、対象とする測定項目を含む外部精度管理の一方のみ参加すること。ただし、下記の外部精度管理事業において、生活環境項目、健康項目中で対象とする測定項目がない場合（業務委託対象の測定項目が全く含まれない場合）は、該当ない旨を水大気環境課へ報告すること。

- ・ 環境省：「環境測定分析統一精度管理調査」
- ・ (社) 日本環境測定分析協会：ISO/IEC ガイド 43-1 に基づく「技能試験」
- ・ 長野県水道協議会：水道水質精度管理事業
- ・ 厚生労働省：水道水質検査精度管理のための統一試料調査

参加実績と結果については、令和7年3月7日までに、年度内の全ての参加実績と最終結果をとりまとめ、水大気環境課あて報告すること。

なお、受託者は外部精度管理等に参加し、精度管理上の問題が生じている、または問題のおそれがあることを把握した際には、把握した時点でその原因調査と改善策について、速やかに水大気環境課及び地域振興局へ報告すること。

また、必要な措置を講じた措置結果についても速やかに報告すること。

13 支払方法

委託料は、受託者から業務完了報告書を受領し、検査合格後、適正な請求に基づき支払うものとする。

14 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合、または定めのない事項については協議を行うこと。

(別表1) 測定項目及び測定方法、予定検体数

| | 項 目 | 単位 | 予定検体数 | 報告下限値 |
|----|-----------------------------------|----|-------|----------------|
| 1 | カドミウム及びその化合物 | 検体 | 12 | <0.003 (mg/L) |
| 2 | シアン化合物 | 検体 | 1 | <0.1 (mg/L) |
| 3 | 鉛及びその化合物 | 検体 | 12 | <0.01 (mg/L) |
| 4 | 六価クロム化合物 | 検体 | 11 | <0.02 (mg/L) |
| 5 | 砒素及びその化合物 | 検体 | 11 | <0.01 (mg/L) |
| 6 | 有機燐化合物 | 検体 | 1 | <0.1 (mg/L) |
| 7 | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 検体 | 1 | <0.0005 (mg/L) |
| 8 | アルキル水銀 | 検体 | 1 | <0.0005 (mg/L) |
| 9 | ポリ塩化ビフェニル | 検体 | 1 | <0.0005 (mg/L) |
| 10 | トリクロエチレン | 検体 | 6 | <0.01 (mg/L) |
| 11 | テトラクロエチレン | 検体 | 6 | <0.01 (mg/L) |
| 12 | ジクロロメタン | 検体 | 6 | <0.02 (mg/L) |
| 13 | 四塩化炭素 | 検体 | 6 | <0.002 (mg/L) |
| 14 | 1,2-ジクロロエタン | 検体 | 6 | <0.004 (mg/L) |
| 15 | 1,1-ジクロロエチレン | 検体 | 6 | <0.1 (mg/L) |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン | 検体 | 6 | <0.04 (mg/L) |
| 17 | 1,1,1-トリクロロエタン | 検体 | 6 | <0.3 (mg/L) |
| 18 | 1,1,2-トリクロロエタン | 検体 | 6 | <0.006 (mg/L) |
| 19 | 1,3-ジクロロプロペン | 検体 | 6 | <0.002 (mg/L) |
| 20 | チウラム | 検体 | 1 | <0.006 (mg/L) |
| 21 | シマジン | 検体 | 1 | <0.003 (mg/L) |
| 22 | チオベンカルブ | 検体 | 1 | <0.02 (mg/L) |
| 23 | ベンゼン | 検体 | 6 | <0.01 (mg/L) |
| 24 | セレン及びその化合物 | 検体 | 11 | <0.01 (mg/L) |
| 25 | ほう素 | 検体 | 12 | <0.2 (mg/L) |
| 26 | ふっ素 | 検体 | 11 | <0.5 (mg/L) |
| 27 | アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 検体 | 27 | <0.5 (mg/L) |
| 28 | 1,4-ジオキサン | 検体 | 1 | <0.05 (mg/L) |
| 29 | 生物化学的酸素要求量(BOD) | 検体 | 36 | <0.5 (mg/L) |
| 30 | 化学的酸素要求量(COD) | 検体 | 1 | <0.5 (mg/L) |
| 31 | 浮遊物質質量(SS) | 検体 | 36 | <1 (mg/L) |
| 32 | n-ヘキサン抽出物質含有量 | 検体 | 1 | <0.5 (mg/L) |
| 33 | フェノール類含有量 | 検体 | 1 | <0.5 (mg/L) |
| 34 | 銅含有量 | 検体 | 11 | <0.3 (mg/L) |
| 35 | 亜鉛含有量 | 検体 | 11 | <0.1 (mg/L) |
| 36 | 溶解性鉄含有量 | 検体 | 1 | <1 (mg/L) |
| 37 | 溶解性マンガン含有量 | 検体 | 1 | <1 (mg/L) |
| 38 | クロム含有量 | 検体 | 11 | <0.2 (mg/L) |
| 39 | 大腸菌群数 | 検体 | 32 | <30 (個/cm3) |
| 40 | 窒素含有量 | 検体 | 1 | <0.5 (mg/L) |
| 41 | りん含有量 | 検体 | 33 | <0.1 (mg/L) |